



吾妻公園

チューリップまつり

4月2日(土)～17日(日)

赤、白、黄色など、10種類のチューリップ約1万株をお楽しみください。

●写生大会 作品を募集します

対象＝市内に居住又は市内の幼稚園・保育園に通園、小学校に通学する小学生以下のお子さん

開催期間＝チューリップまつり期間中

画題＝吾妻公園の風景

画材＝自由(クレヨン、水彩絵の具など)

画用紙＝四つ切り

応募方法＝画用紙の裏側に①学校(園)名②学年、組③氏名(ふりがな)④年齢(未就学児は住所と電話番号)を記入し、4月17日(日)午後5時までに吾妻公園管理事務所へ提出してください。

応募は1人1点までです。入賞者には賞状と賞品、応募者には参加賞を進呈します。また、5月7日(土)から22日(日)までの間、全応募作品を温室隣の吾妻公園イベント室と休憩室に展示します。

●花の苗をプレゼントします

花の苗(1人1鉢)を先着順で100人に配布します。

期日＝4月9日(土)

時間＝午前10時から(少雨開催)

場所＝吾妻公園温室前

●茶会を行います

緑友会(表千家)の皆さんが点てたお茶を振る舞います。

期日＝4月10日(日)

時間＝午前10時～午後3時(雨天開催)

場所＝悠緑菴・閑雅亭

参加料＝一席500円(中学生以下無料)

問い合わせは、吾妻公園管理事務所(☎22-8636)へ。

避難行動要支援者 個別台帳作成のための調査

市では、台風や大雨、地震などの大きな災害が起こった時に、家族の援助が受けられない人や自分で避難することが難しい人を災害時避難行動要支援者として事前に登録し、いざというときに地域で援助を受けられる体制作りを進めています。

- 対象は、次のいずれかに該当し、在宅する人です。
- ①65歳以上の一人暮らしの人
 - ②介護保険の認定区分が要介護度3・4・5の人
 - ③身体障害者手帳1・2級を保持している18歳以上の人
 - ④療育手帳A判定の18歳以上のの人
 - ⑤その他、援助を必要とする人(①から④までに準ずる人で災害時には特に支援が必要の人)

平成27年3月1日から今年2月29日までに新たに①から④までのいずれかに該当した人については、登録希望確認の封書を3月下旬に郵送します。登録を希望しない人は同封のがきを返信してください。登録を希望しない人以外には、5月以降に各地区の民生委員が訪問調査させていただきます。

また、⑤に該当する人で登録を希望する人は、市役所1階の福祉課及び新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。

問い合わせは、福祉課社会福祉係(☎内線271)へ。

桐生・伊勢崎・太田・館林 4消防本部音楽隊合同演奏会



桐生・伊勢崎・太田・館林の消防本部音楽隊による合同演奏会を開催します。アニメソングから懐かしのメロディ

まで、御家族で楽しめる内容です。隊員総勢120人による迫力のある音楽をお届けします。

期日＝3月19日(土)

時間＝午後1時30分開演(午後1時開場)

場所＝市民文化会館シルクホール

※入場整理券などは発行しませんので、直接、会場にお越しください。

問い合わせは、消防本部総務課(☎471701)へ。

おりひめバスを 補完する取り組み

「予約制おりひめ」を運行します

平成27年4月1日から今年3月31日まで、市内の移動手段の確保に向けた新たな施策の検討として、広沢町岡の上と宮本町の2地区において、それぞれ実証実験を行っていますが、4月1日より、次のように変わります。

▼広沢町岡の上地区

廃止されたおりひめバスの代替交通として、タクシー車両を活用した「予約制乗合タクシー」の実証実験は、「予約制おりひめ岡の上線」として、本格運行へ移行します。

また、岡の上団地内に停留所を1か所増設します。

▼宮本町地区

おりひめバスが運行していない地域における需要量調査として、「低速電動コミュニティバスMAYU」を活用した実証実験は、「予約制おりひめ宮本線」として、予約制乗合タクシーによる有償運行の実証実験に移行します。運行経路は桐生駅北口から

宮本町の八坂神社周辺までとなり、停留所を10か所設置する予定です。

「予約制おりひめ」について

「予約制おりひめ」は、タクシー車両を活用した、おりひめバスを補完する移動手段になります。路線バスのように、運行経路上に停留所が定められ、他の利用者との乗り合いになります。

「岡の上線」「宮本線」の各路線とも、1日当たり上下線で各5便のダイヤが設定されますが、利用には30分前までに電話予約が必要で、予約のあった便のみ運行します。運賃はおりひめバスと同一です。

時刻など詳しいことは、ちらしを該当地区の世帯へ配布するほか、市ホームページに掲載します。

問い合わせは、広域調整室（☎内線387）へ。広域調整係（☎内線387）へ。

新しい景観条例が施行されます

一定の規模を超える
建築物では届け出が
必要になります

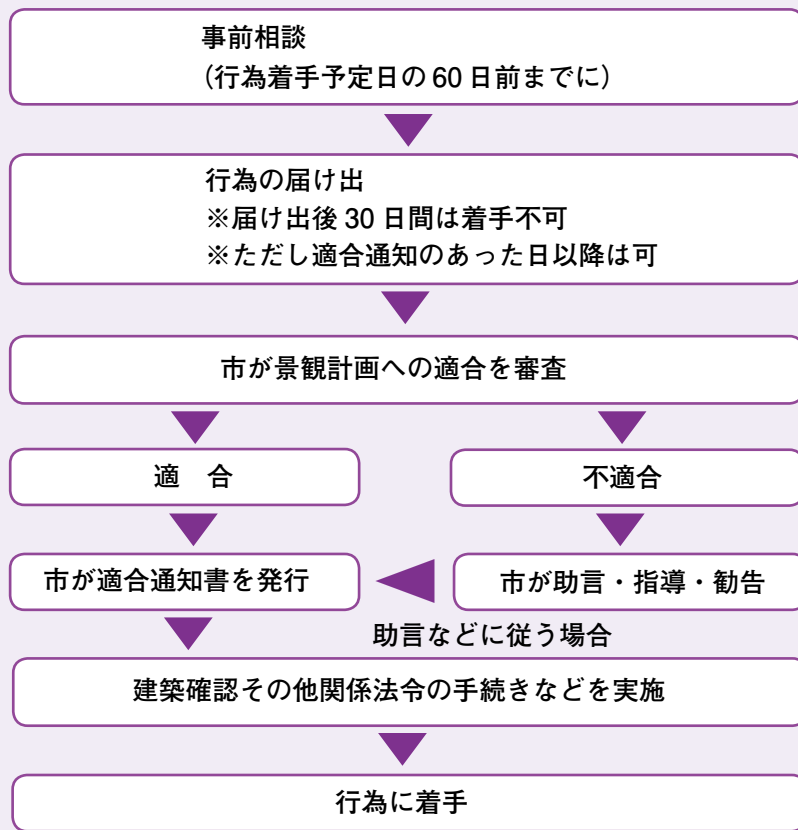


4月1日から、新しい景観条例・景観計画が施行されます。

施行日以降に着手する建築等行為については、景観計画に定める基準を守っていただくこととなります。また、一定の規模を超えるものについては、市への届け出が必要で市の審査により景観計画への適合について通知がされるまでは、景観法の規定により当該行為に着手することができなくなります。

問い合わせは、都市計画課計画係（☎内線744）へ。

届け出対象行為にかかる主な届け出手続きの流れ



土地・家屋価格等帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧

縦覧・閲覧の期間 4月1日

(金) 5月31日 (火) ※土
日、祝日を除く。

場所 市役所1階の税務課、
新里・黒保根支所

必要なもの 本人確認書類、
委任を受けた人は委任状。借
地・借家人などは賃貸借契約
書などの書類が必要です。

▼土地・家屋価格等帳簿の

縦覧ができる人

土地・家屋価格等帳簿の縦
覧は、固定資産税の納税者が、
本人の土地や家屋の評価額を
他と比較し、評価額が適正か
どうかを判断するための制度

です。

固定資産税納税者と納税者
の委任を受けた人は、土地・
家屋価格等帳簿を無料で縦覧
できます。ただし、固定資産
税の課税標準額合計が、土地

で30万円未満、家屋で20万円
未満の人は縦覧できません。

▼固定資産課税台帳の閲覧が
できる人

所有者と所有者の委任を受
けた人は固定資産課税台帳を
無料で閲覧できます。借地・
借家人などは、使用する土地
や家屋のみ、1件350円で
閲覧できます。

なお、固定資産課税台帳を
閲覧できる人は、台帳の記載
事項の証明を受けることもで
きます。

路線価図などの公開

土地の評価額算定の基礎に
なる路線価図と路線価一覽表
は、4月1日(金)から公開
します。路線価図には標準宅
地の位置と路線番号を、路線
価一覽表には路線価と下落率
を記載しています。

課税明細書の郵送

固定資産税の課税内容を確
認できるよう、納税通知書に
「課税明細書」を同封して5
月中旬に郵送します。

不服の申し出

固定資産課税台帳に登録さ
れた評価額に不服がある場合
は、固定資産評価審査委員会
に審査を申し出ることができます。
申し出の期間は、4月
1日(金)以降、納税通知書
を受け取った日の翌日から3
か月以内です。

問い合わせは、税務課土地
係(☎内線230・231)
又は税務課家屋係(☎内線
232・233)へ。

申告はお済みですか

申告期限は3月15日(火)まで

係(☎内線226・228)へ。
なお、申告がお済みでない
人がいる世帯は、国民健
康保険税の計算で、所得が
一定額以下の世帯への軽減
措置が適用されないことが
あります。詳しいことは、医
療保険課保険税係(☎内線
274・275)へお問い合わせ
してください。

所得税及び復興特別所
得税、贈与税、消費税

所得税及び復興特別所得税、
贈与税の申告及び納税は3月
15日(火)まで、個人消費税
の申告及び納税は3月31日
(木)までです。

まだお済みでない人は、国
税庁ホームページ「確定申告
書等作成コーナー」を御利用
いただく自宅などで確定申
告書が作成できますので、便
利です。

確定申告が申告期限に遅れ
ると、申告により納付すべき
税額のほかに、無申告加算税
や延滞税が課される場合があ
りますので、御注意ください。

詳しいことは、国税庁ホ
ームページ (<http://www.nta.go.jp>) を御覧ください。

問い合わせは、桐生税務署
(自動音声案内 ☎223121)
へ。

桐生市工場アパート 入居者募集

桐生市工場アパートは、中小企業の作
業環境の改善や経営基盤の強化などを目
的とした賃貸型の工場用施設です。

場所=相生町四丁目332-1

募集区画数=1区画(30坪)

※複数の申し込みがあった場合は抽せん
となります。

費用=月額77,140円

申し込み=3月25日(金)までに、直
接産業政策課へ。

詳しいことは、市ホームページを御覧
いただくか、産業政策課工業労政係(☎
内線564)へお問い合わせください。

市・県民税の申告

市・県民税の申告及び所
得税の申告期限は3月15日
(火)です。
まだ、申告がお済みでない
人は、期限までに申告をお願
いします。

市・県民税の申告は、市役
所6階会議室などで受け付け
ています。日程や会場につい
て、詳しいことは、広報きり
ゆう1月号を御覧ください。
問い合わせは、税務課市民税

下水道が新たに使える区域の 図面を御覧になれます

受益者負担金（分担金）の納入に 御協力をお願いします

下水道の整備は、多額の資金が必要となるため、国や県からの補助金や市の借入金のほか、受益者負担金で費用を賄っています。

受益者負担金とは、下水道が整備された区域内の土地を所有する皆さんから事業費の一部を負担していただくものと、新里町区域については、受益者負担金を負担していただきます。

対象となる区域は、下の表のとおりです。

期間は、4月1日（金）から15日（金）までの間（土・日曜日を除く）で、場所は、市役所2階の下水道課です。

対象者に申告用紙を送付します。

受益者負担金の対象となる人には4月中旬に受益者申告用紙を郵送します。

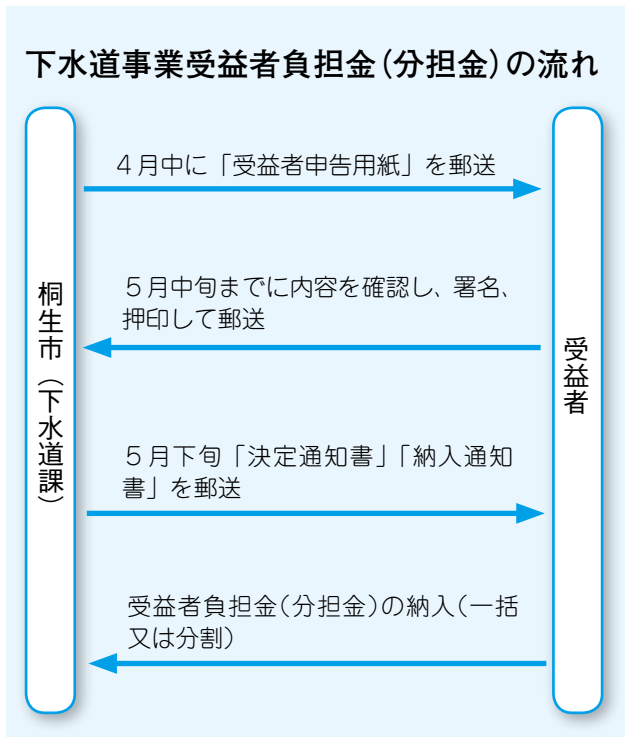
申告用紙が送られた人は、土地の地番、地目、地積などの内容を確認し、署名、押印の上、同封の返信用封筒で返送してください。

折り返し決定通知書と納入通知書をお送りします。

納入は、1年を2回に分け、受益者負担金は10回（5年間）、受益者分担金（新里町）は6回（3年間）で納入していただくことが原則ですが、一括納付もできます。

なお、初年度第1期（6月）の納期限までに一括納付される場合には、割引制度がありますので御利用ください。

問い合わせは、下水道課業務係（☎内線678）へ。



対象区域

新たに下水道が使えるようになる区域と下水道事業受益者負担金を納入していただく区域の図面を見ることができません。

下水道が使えるようになる区域

- ・ 広沢町一・二・四・五丁目
 - ・ 梅田町四丁目
 - ・ 相生町二・三・四・五丁目
 - ・ 川内町一・二・三・四丁目
 - ・ 菱町一丁目
 - ・ 新里町新川（新宮）
- （注）上記区域の一部です。

受益者負担金（分担金）を新たに納入していただく区域

- ・ 桜木町
 - ・ 広沢町一・二丁目
 - ・ 相生町二・三・五丁目
 - ・ 川内町一・二・三・四丁目
 - ・ 新里町新川（新宮）
- （注）上記区域の一部です。

公共下水道事業

計画変更案の縦覧

3月4日（金）～18日（金）

公共下水道事業の計画変更案を縦覧します。

期間＝3月4日（金）～18日（金）

時間＝午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く）

変更内容＝東毛流域下水道（桐生処理区）関連桐生市公共下水道事業の区域の拡大及び完成の予定年月日の変更など

縦覧場所＝下水道課（市役所2階）

意見書の提出＝この計画案に対して意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

問い合わせは、下水道課工務係（☎内線751）へ。

市政懇談会

子育て中のママの 意見を伺います

昨年度実施しました地区別懇談会に引き続き、今年度は、テーマを絞った懇談会を開催します。

懇談会のテーマは、「子育て支援・女性活躍」で、市長の施策説明、質疑応答、市長との意見交換を行います。日頃感じていることや要望などをお聞かせください。

期日 3月14日(月)
時間 午前10時～正午
場所 ｺｺﾛﾓ (本町五丁目、東武本町ビル1階)
対象 子育て中の女性
募集人数 20人
申し込み 直接又は電話で市役所3階の企画課へ。
問い合わせは、企画課企画係(☎内線525)へ。

放課後児童クラブの 支援員などを募集します

市内の全小学校において、保護者が仕事などで昼間、家庭にいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の支援員などを(65歳未満の人)を募集します。

なお、放課後児童クラブは、市が地元の運営委員会(自治会関係者、小学校長、保護者で構成)などと委託契約を締結し、実施していますので、支援員などの雇用契約は、各クラブとの契約となります。

勤務日

月曜日から土曜日までの間で希望する日※週1・2回程度でも構いません。

勤務時間

▼月～金曜日 午後2時から午後7時までの希望する時間帯
▼土曜日・長期休暇など 午前7時30分から午後7時までの希望する時間帯

勤務内容

児童の保育及び安全確保、学習活動の環境づくり、生活習慣を身に付ける手助けなど

桐生市総合教育会議を 開催します

教育大綱の策定などについて協議します。

期日 3月14日(月)
時間 午後3時30分から
場所 特別会議室(市役所3階)
※傍聴を希望する人は、会議開始の5分前までに直接会場へお越しいただき、受け付けを行ってください。
問い合わせは、企画課企画係(☎内線524)へ。

報酬など(4月から)

▼支援員 時給950円

▼補助員(高校生・大学生など) 時給850円

午前7時30分から8時30分まで及び午後6時から7時まででは、時給に100円を加算します。

3月末までの時給は、お問い合わせください。

保険の加入

就労日数に関係なく、労災保険に加入します。また、就労時間によっては、雇用保険や社会保険にも加入することができます。

問い合わせは、子育て支援課子育て支援係(☎内線308)へ。

市民課

日曜窓口を臨時に開設します

市民課窓口は、住所の異動が集中する3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変込み合います。このため、混雑の緩和を図るため、市民課日曜窓口を臨時に開設します。

取り扱う業務は、戸籍・住民基本台帳・印鑑に係る各種届け出受理及び諸証明発行業務、市役所に戻されたマイナンバー通知カードの受け取りやマイナンバーカード(個人番号カード)の交付です。
期日 3月27日(日)

引っ越すときは 水道の手続きを忘れずに

使用開始・中止などの手続きをしてください。次のとおり休日にも受け付けます。

<休日受付>
期日 3月26日(土)・27日(日)、4月2日(土)・3日(日)
時間 午前9時～午後4時
場所 水道局総務課(市役所2階)
問い合わせは、水道局総務課庶務係(☎内線325～327)へ。

時間 午前9時～午後4時(マイナンバーカードの交付は午後3時30分まで)
場所 市役所1階の市民課(マイナンバーカードの交付は、市役所2階の臨時窓口)※支所や公民館には開設しません。
なお、3月、4月は窓口が大変混み合いますので、時間に余裕をもって、お越しください。
問い合わせは、市民課住民係(☎内線245・246)へ。

後期高齢者医療保険料 納付はお済みですか

後期高齢者医療保険料における納付の方法は、年金からの特別徴収、口座振替、納付書による納付の3種類があります。

新たに75歳に到達した人は、年金からの特別徴収が開始されるまでの間（最長1年程度）、納付書などでの納付となります。

また、特別徴収の人でも、

保険料の一部を納付書により納付する場合があります。該当する人には納付書が郵送されていますので、保険料の納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

問い合わせは、医療保険課 保険税係（☎内線274・275）へ。

介護保険料 納付はお済みですか

介護保険料は原則年金からの天引き（特別徴収）で納付していただいておりますが、納付書（普通徴収）で納付いただいている人は、納期限内の納付に御協力ください。

保険料は、納期限から2年以上経過すると時効により納めることができなくなります。ただし、分納のお約束をされている人は、この限りではありません。

また、時効により納めることができなくなった保険料があると、その期間に応じて、一定期間、利用者負担割合が引き上げられます。

保険料の納付が困難な事情がある場合には、長寿支援課へ御相談ください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～393）へ。

平成28年度 国民年金保険料が変更

平成28年度分（4月から平成29年3月分まで）の国民年金保険料は、月額16,260円（年額195,120円）です。平成28年度分の国民年金保険料納付書は、4月上旬に日本年金機構から国民年金保険料納付案内書と一緒に郵送されます。納期限までに保険料をお支払いください。

国民年金には、下表のとおり、一括して保険料を納めると割り引きになる前納制度があります。現金での一括納付を希望する場合は、国民年金保険料納付案内書に付いている前納納付書を使用して、5月2日（月）までにお支払いください。なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要なくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

平成28年度国民年金保険料納付額（前納の場合）

区分		口座振替	現金納付
6か月前納（4月～9月分、10月～平成29年3月分）	前納額	96,450円	96,770円
	割引額	1,110円	790円
1年前納（4月～平成29年3月分）	前納額	191,030円	191,660円
	割引額	4,090円	3,460円
2年前納（4月～平成30年3月分）	前納額	377,310円	—
	割引額	15,690円	—

会社の健康保険に 加入・離脱したときは 国民健康保険の手続きを

市役所1階の市民課、両支所市民生活課と境野・広沢・

梅田・相生・川内・菱の6公民館（公民館は70歳未満の人のみ）で受け付けます。なお、国民健康保険（国保）の加入・脱退手続きは、会社が行いませんので、御注意ください。

（カード）、本人確認書類
会社への健康保険をやめたときや扶養家族からはずれたときは、国保加入の手続きが必要です。

会社の健康保険に加入したときや扶養家族に認定されたときは、国保離脱の手続きが必要です。

手続きに必要なもの
会社への健康保険に加入したときや扶養家族に認定されたときは、国保加入の手続きが必要です。

手続きに必要なもの
会社への健康保険に加入したときや扶養家族に認定されたときは、国保加入の手続きが必要です。

手続きに必要なもの
会社への健康保険に加入したときや扶養家族に認定されたときは、国保加入の手続きが必要です。